

特定適用事業所に該当する場合の届出等

1. 施行日時点で特定適用事業所に該当する適用事業所

施行日時点で特定適用事業所の要件を満たす適用事業所には、8月下旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」をお送りするとともに、10月初旬に「特定適用事業所該当通知書」を送付します(下記2.の「特定適用事業所該当届」の提出は不要です)。

2. 特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所

- 法人番号が同一の適用事業所の被保険者数が500人を超える月が直近11カ月で5カ月となる事業所に対して、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します。
- 特定適用事業所の要件を満たす場合は、**本店または主たる事業所の事業主から「特定適用事業所該当届」を提出してください。**
- 「特定適用事業所該当届」の提出がなかった場合でも、機構において判定を行い、要件を満たしていることが確認できた場合は、特定適用事業所に該当したものとして取り扱い、機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。

特定適用事業所の短時間労働者の資格取得届

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤のすべてに該当する方は**短時間労働者**に該当するため、「**資格取得届**」※を該当日から**5日以内**に提出してください。

【短時間労働者の要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていること

(様式例)

【特定適用事業所該当/不該当届】(新規)

This is a form for reporting whether a business is designated as a specific applicable business. It includes fields for business name, address, and a table for reporting the number of insured persons per month.

【資格取得届】※

This is a form for reporting the qualification acquisition of part-time workers. It includes a table for reporting the number of part-time workers per month and their wages.

This is a detail view of the '資格取得届' form, showing the table for reporting the number of part-time workers and their wages. It includes a checkbox for '短時間労働者(3/4未満)' (Part-time worker (less than 3/4 full-time)).

※短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから備考欄に「短時間労働者(3/4未満)」のチェックボックスを記載している上記の様式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等については、機構ホームページに掲載していますので、ご確認ください。